

科研費に関するご意見・ご要望への対応について

1 窓口での受付状況（令和元(2019)年度分について）

意見区分	令和元(2019)年度受付件数	
① 科研費制度について	8	14.0%
② 公募について	8	14.0%
③ 審査・評価について	5	8.8%
④ 科研費の使用、各種手続きについて	22	38.6%
⑤ その他	14	24.6%
合計	57	100.0%

2 対応の概要（令和元(2019)年度分について）

寄せられたご意見・ご要望について、研究者及び科研費事務担当者の目線に立ちつつ、必要な改善策を検討・実施します。寄せられたご意見・ご要望への現時点での考え方や検討状況は、別紙1のとおりです。

○既に具体的な対応を行ったもの（主なもの）

- ・帰国発展研究の応募要件を見直すこと
- ・図書の寄付の留保を購入金額によらず可能とすること
- ・基金種目の補助事業期間の延長について特例の取扱いを認めること
- ・審査委員候補者データベースの確認・更新依頼を電子化すること

3 過去に寄せられたご意見・ご要望への対応

平成30(2018)年度以前に寄せられたご意見・ご要望について、研究者及び科研費事務担当者の目線に立ちつつ、別紙2のとおり対応を行いましたのでご報告します。

令和元(2019)年度に寄せられた主なご意見・ご要望について

通番	ご意見・ご要望の分類・具体例	対応の考え方
1	<p>I. 科研費制度について</p> <p>○科研費の監査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内業務の電子化を検討しており、研究費の経理処理も電子的に行うことが想定される。科研費の会計監査において、監査のために電子化された手続きを紙媒体に印刷する必要がない取扱いにできないか。 	<p>○科研費の使用に伴う関係書類や補助事業実施に伴う各種様式の取扱いについては、「科研費電子申請システム」の充実や紙媒体提出の廃止などにより電子化を推進しており、各研究機関における電子的な事務処理についても今後更に進んでいくことが予想されます。</p> <p>○例えば、「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（令和2(2020)年度）」における、「4-6（略）なお、上記により実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい。）については、書類上の調査にとどまらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする。」など、「書類」という表現がありますが、これは全て紙媒体で対応しなければならないということではなく、電子的な媒体であってもかまいません。各機関における書類の保存方法などルールを明確にした上で、必要な書類を作成・保存してください。</p> <p>○今後、電子媒体でも処理できることをわかりやすく表現するとともに、各研究機関の実情に合わせて効果的に会計監査を行っていただけるよう、丁寧に説明してまいります。</p>
2	<p>I. 科研費制度について</p> <p>○帰国発展研究の応募要件の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の募集要項では、研究種目の趣旨に”若手研究者の海外挑戦の後押しにつながることも期待”とあるが、応募資格が国外の大学等で教授、准教授又はそれに準ずるポジションを持っているものだけであり、”ポストドクターを除く”というのは趣旨に沿っておらず、見直すべきではないか。 	<p>○「帰国発展研究」は、海外の研究機関等において優れた研究実績を有する独立した日本人研究者を日本に呼び戻し、帰国後すぐに研究を開始できるようにするため、平成27(2015)年度に創設した研究種目です。</p> <p>○「帰国発展研究」の応募資格については、「第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について（中間まとめ）」（令和2年6月30日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）における提言を踏まえ、海外で活躍する優秀な若手研究者の応募機会を更に拡大するため応募資格を見直しました。</p> <p>○具体的には、従来「応募時点において日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクターを除く）」を有していること、としていた応募資格を、令和2(2020)年度公募（令和2(2020)年9月）から、「ポストドクター」という身分であっても本種目の趣旨に合致する場合には、本種目への応募を可能としています。</p>

3	<p><u>I. 科研費制度について</u></p> <p>○国際共同研究強化(A)の応募要件の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))の応募資格について、45歳以下の者という制限があるが、他の科研費と同様博士の学位取得後の年数で区切るべきでないか。 	<p>○「国際共同研究強化(A)」は、科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果を上げることがを目的とし、その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを旨としたものです。</p> <p>○「国際共同研究強化(A)」の応募資格については、「第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について(中間まとめ)」(令和2年6月30日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)における提言を踏まえ、応募資格を見直し、36歳以上としていた年齢の下限を撤廃しました。併せて、年齢制限の上限についても検討されましたが、本種目の「独立した研究者の養成にも資する」という趣旨に鑑み、当面維持することが適当であるとされたところです。</p> <p>○今回いただいたご意見や、見直しの状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討してまいります。</p>
4	<p><u>I. 科研費制度について</u></p> <p>○研究期間の短縮について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行では、研究期間の短縮ができず、基盤(C)5年や若手研究4年で採択されたあと、研究が順調に進んで次の研究テーマでの科研費が必要になった場合に、重複制限のため申請できる研究種目がほとんどない。一般的には研究が遅れる人が多いが、逆に思ったよりも順調に進んだ人にとっては、4~5年は「足かせ」になってしまう。「研究計画に従った研究成果をきちんと論文発表していれば短縮を認める」という制度は考えられないか。 	<p>○科研費は、研究期間を含む研究計画等が適正と認められた場合に交付される制度であり、採択となった研究者が応募時に自ら設定した研究期間で採択後の研究を行うことを前提とし、複数年度にわたり交付を行っています。</p> <p>○このことは、応募いただく全ての研究者にご理解いただいた上で制度を運営していることから、まずは研究期間の短縮より、応募段階における適切な研究期間をお考えいただくことが重要だと考えます。</p> <p>○他方、基盤研究などの研究種目のうち研究期間を比較的長く設定された研究課題においては、実施中の研究の進展を踏まえ次の研究課題に応募できるように「研究計画最終年度前年度の応募」の仕組みも用意しています。</p> <p>○具体的には、「特別推進研究及び、基盤研究の研究課題のうち当初内定時の研究期間が4年以上のもの又は若手研究の研究課題のうち当初内定時の研究期間が3年以上のもので、令和3(2021)年度が研究期間の最終年度に当たる研究課題(継続研究課題)の研究代表者」が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望する場合には、「研究計画最終年度前年度の応募」として応募することができます。「研究計画最終年度前年度の応募」による新規応募研究課題と、その基となる継続研究課題との間においては、重複制限は適用されません。</p>
5	<p><u>III. 審査・評価について</u></p>	<p>○日本学術振興会では、学術システム研究センターにおいて、科研費等の審査委員候補者の選考</p>

	<p>○審査委員候補者データベースの手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査委員候補者データベースの確認・更新依頼を4月よりも前に受け取ることはできないか。また、紙で配付される確認・更新依頼について何らかの負担軽減ができないか。 	<p>を行う際に活用する審査委員候補者データベースを平成 16(2004)年度から整備し、科研費の新規採択者を候補者として登録し、継続登録者については毎年登録情報の確認・更新依頼を行うなど、その充実を図っています。</p> <p>○当面の負担軽減については、令和 3 (2021)年 4 月から審査委員候補者データベースと科研費電子申請システムの統合を予定しており、科研費電子申請システムの ID・パスワードで審査委員候補者データベースにログインすることが可能となり、従来行っていた「ID・パスワード通知書」の紙媒体での発送が不要となります。それにより、候補者本人への更新依頼は所属機関担当者より電子的な手段で伝達いただくことが可能となります。</p> <p>○更新依頼については、当該改善の状況を踏まえつつ、引き続き時期や負担軽減につながる方策等について検討してまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。</p>
6	<p>IV. 科研費の使用、各種手続きについて</p> <p>○研究費の柔軟な使用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品を購入する際、個別に手書きで3連複写の書類の記入を求めたり、シュレッダー用ハサミなど同じ物品を複数個購入することを認めないなど、所属機関の過度の管理が負担になっている。厳しすぎる規定は問題がある。 ・研究機関のローカルルールが厳しく、研究遂行に支障がでる。(一例として、一人の研究協力者とともに行った実地調査において調査対象団体の公演チケット代金を私が2名分支出し、その明細を提出したところ、大学側は「出張経費申請は本人のみ」なので、研究協力者名義の領収書がなければ2名分の払い戻しはできない、ということを主張して譲らない。) ・電子的な領収書を提出する際に、プリントアウトした領収書に「手書き」で、「二重請求していませ 	<p>○科研費による研究は「研究機関の研究活動」としての職務として実施することを応募ルール等で求めているため、その管理や諸手続は、研究者が所属する研究機関で行うこととしています。また、科研費制度に関わる法令や制度としての条件以外の内容は、研究者が所属する研究機関のルールとして定めることとしています。</p> <p>○研究者が所属する各研究機関は、設置者が異なるだけでなく体制や経理処理等の実情も異なるため、それぞれの業務実態なども踏まえた各種ルールの設定や、それらを根拠とした業務運営が執り行われていると考えられます。その意味で、例えば研究機関が定める各種ルールや業務処理の標準期間等を日本学術振興会が一律に定めることは、各研究機関の方針や業務実態を無視することにもつながり、適切な措置とは考えておりません。</p> <p>○一方で、制度上支出しても問題のないものが、研究機関のルールや解釈によって、個々の研究計画遂行上必要な使途に充てられないことや、必要以上に証拠書類を求めることで過度に負担が増え、研究の円滑な実施の妨げとなるようなことは避けるべきと考えます。そのため、科研費制度においては、採択された研究課題の遂行に必要な経費について、幅広く直接経費からの使用を認めています。また、平成 29 年 3 月 24 日付で「大学等における過度の”ローカルルール”の改善」に向けた事務連絡も発出しています。</p> <p>https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251_02.pdf</p>

	<p>ん」＋「名前の自著」＋「押印」が研究機関から求められているが、やめさせることはできないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「科研費用の特別ルール」を設け、他の研究費では求めている証拠書類の提出を求めている。 など 	<p>○さらに、科研費では、文部科学省と日本学術振興会が協力して毎年数十の研究機関に対して実地検査を行っており、実地検査において過度のローカルルールと思われる場合には、研究機関の状況にも配慮しつつ、見直しを要請しているところです。各研究機関におかれては、今後とも研究をより円滑に進める観点から、科研費の執行に当たって、可能な限り柔軟な対応がなされるようご協力願います。</p>
7	<p>IV. 科研費の使用、各種手続きについて</p> <p>○各種手続の合理化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システムの改善 <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果公開促進費の交付内定結果を他の種目と同様に電子的に通知してほしい。 ・科研費電子申請システムで報告書を作成する際に、外国語のアクセント記号を入力しようとする「JIS 第一水準、JIS 第二水準に含まれていない」というエラーになる。外国語のアクセント記号も入力できるようにならないか。 ・審査結果の開示方法について、審査結果の開示は応募者に対してだけでなく、研究機関に対しても同様に行われるべきではないか。 ・科研費電子申請システムの事務権限について、部局担当者に機関担当者の代表権限を付与することはできないか。 ・研究計画調書の作成に当たり、研究分担者の承諾が済んでいなくても調書の作成が進められるようにできないか。 ・科研費の電子申請のご案内ページで、一部英語が 	<p>○科研費電子申請システムの改修は、公募・審査の時期を避けて行う必要があるなど、限られたスケジュールの中で滞りなく運営することを重視しつつ、優先的に取り組んでいます。</p> <p>○科研費電子申請システムに関する他のご意見ご要望、研究者や研究機関等のニーズも踏まえつつ、できる限り多くの利用者が効果を受けられるものから優先的にシステム改修を行ってまいります。</p> <p>○ご参考までに、最近では以下のような改善を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元(2019)年度の研究計画調書の作成から、研究分担者からの承諾が済んでいなくても調書の作成が進められるように改修しました。 ・令和元(2019)年度の繰越し手続から、機関担当者がシステム上でコメントを付す場合の字数制限を 200 字から 1000 字に増やしました。 ・令和 2 (2020)年 4 月から主な研究種目について、従前は郵送で行っていた交付内定通知を科研費電子申請システム上で行うこととしました。 ・令和 2 (2020)年 4 月以降に提出される研究成果報告書から、過去の実績報告書・実施状況報告書に記載した雑誌論文等の研究成果が初期表示されるように改修しました。 ・令和 3 (2021)年度公募（令和 2 (2020)年 9 月）において、ご提案のとおり科研費のバナーボタンに英語併記を行いました。

	<p>併記されていないバナーがあるが、修正できないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰越し手続に係る画面操作の改善等（入力文字数、画面遷移等） ・研究計画調書の「応募中の研究費及び受入予定の研究費」欄について、既に e-Rad に入力されている情報は、可能な限り自動で表示するシステムにできないか。 <p style="text-align: right;">など</p>	
8	<p>IV. 科研費の使用、各種手続きについて</p> <p>○図書の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科研費で購入した図書が図書館の所蔵とされ、科研費の研究遂行上支障があるが、改善することはできないか。 	<p>○従来、科研費で購入した図書の寄付については、補助条件等に基づき、購入後直ちに所属研究機関に寄付することを原則とし、購入金額が5万円未満の図書に限って、研究上の支障がなくなる時まで寄付を留保することができることとしていました。</p> <p>○令和2(2020)年度からは、研究者使用ルール（補助条件及び交付条件等）を改正し、研究上の支障がなくなる時までの図書の寄付の留保を購入金額によらず可能とするよう改善しています。</p>
9	<p>IV. 科研費の使用、各種手続きについて</p> <p>○基金種目における補助事業期間の延長について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金種目において、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長をすることができないか。 ・既に補助事業期間延長承認を受けた課題について、新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案し、さらに補助事業期間を延長する取扱いができないか。 	<p>○学術研究助成基金助成金を措置している研究種目については、交付条件において、「研究実施計画変更等に伴い研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望する場合には、研究計画最終年度の3月1日までに様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得た場合、1年度に限り補助事業期間を延長することを可能」としています。</p> <p>○今般、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動への様々な支障が生じていることを考慮し、既に様式F-14「補助事業期間延長承認申請書」により令和2(2020)年度まで補助事業期間の延長承認を得た研究課題についても、当該感染症の影響により更なる研究実施計画の変更等が必要となった場合、所定の手続の上、令和3(2021)年度までの再度の延長を認める特例の取扱いを認めることとしました。具体的な手続きについては、令和3(2021)年1月に機関担当者及び研究者へ通知します。</p>

10	<p>IV. 科研費の使用、各種手続きについて</p> <p>○研究費の柔軟な使用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科研費で雇用されている者について、新型コロナウイルス感染症の影響で勤務が困難となった場合の給与の考え方を示すことはできないか。 	<p>○科研費で雇用されている者が、新型コロナウイルス感染症の影響で勤務が困難となった場合の給与の考え方については、以下のとおりです。</p> <p>-----</p> <p>科研費は、研究者の自由な発想に基づく研究（学術研究）を支援する研究費であり、補助事業である研究課題の遂行に必要な経費については、幅広く使用することができる取扱いとしています。</p> <p>このため、補助事業である研究課題の遂行に必要であれば、研究代表者及び研究分担者の支援業務に従事する者の雇用経費を科研費から支出することが可能です。一方、当該研究協力者の雇用契約は各研究機関が行う必要があります。被雇用者となる者の給与や休暇の取扱い等労務管理に必要な事項は、各研究機関のルールに従って取り扱われることとなります。</p> <p>今回お問い合わせのあった、既に科研費で雇用が開始されていた者が、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大により所属研究機関から出勤を停止することが命じられた場合、業務に従事していない日時の給与も支給することが研究機関のルール及び雇用契約上、予め定められていれば、雇用経費として科研費から支出することは可能（減額して支給することがルールであればそれに従い対応することが可能）です。</p> <p>ただし、研究機関が出勤を停止するよう命じている状況であるにもかかわらず新たに雇用を開始するなど、休業中の賃金支払いを前提とした雇用が行われるようなことはあってはなりません。支出に当たっては、雇用者である研究機関と、ルールや契約内容等を十分確認するとともに、当該支出の研究遂行上の必要性について、補助事業者として説明責任を果たせるようにしてください。</p> <p>-----</p> <p>○なお、科研費では令和2（2020）年4月から、例年寄せられる問い合わせに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により想定される問い合わせをまとめた、「科学研究費助成事業に係る当面必要な手続き等に関するFAQ」（https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/data/faq.pdf）を作成し随時更新しています。</p>
----	---	---

平成 30(2018)年度以前に寄せられたご意見・ご要望への主な対応状況

通番	意見・要望の分類・内容	対応状況
K1	<u>I. 科研費制度について</u> ○「新学術領域研究」の見直しができないか。	○令和 2 (2020) 年度公募から「新学術領域研究」を発展的に見直し、「学術変革領域研究」を創設しました。
K2	○研究留学等で海外に長期渡航する場合に、科研費による研究を継続することを可能にできないか。	○平成 31(2019) 年度から海外における研究滞在等による研究中断制度を創設しました。
K3	○基金種目を拡大できないか。	○平成 31(2019) 年度から「研究活動スタート支援」を基金化しました。 ○令和 2 (2020) 年度から「挑戦的研究（開拓）」を基金化しました。
K4	<u>II. 公募について</u> ○様式の罫線や枠線を廃止できないか。	○平成 30(2018) 年度公募から研究計画調書の枠線を削除しました。
K5	○「奨励研究」における紙媒体様式の廃止、電子化を推進できないか。	○平成 30(2018) 年度公募から、応募手続を電子化しました。
K6	○電子申請システムによる入力項目を拡充できないか。	○平成 30(2018) 年度公募から「研究経費の明細欄」等を電子申請システム入力項目に変更しました。
K7	○研究計画調書に産休育休、介護等による研究中断期間を記入できないか。	○平成 30(2018) 年度公募から研究計画調書に研究中断期間を記入できるようにしました。
K8	○過去 5 年を中心とした研究業績の見直し（より幅広い記入）ができないか。	○平成 30(2018) 年度公募から「研究業績」欄を見直し、制限を撤廃しました。
K9	○「研究成果公開促進費」の電子化を推進できないか。	○平成 30(2018) 年度公募から応募手続を電子化しました。
K10	○研究分担者と連携研究者の位置付けの整理ができないか。	○平成 30(2018) 年度から連携研究者を廃止し、研究協力者に統合しました。

K11	○研究分担者承諾書を徴取する手続を簡素化ができないか。	○平成 30(2018)年度「国際共同研究強化 (B)」の公募から研究分担者承諾書を電子化(「基盤研究」等については、平成 31(2019)年度公募から電子化)しました。
K12	○「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)」の年齢制限(下限)の見直しができないか。	○平成 29(2017)年度公募から「国際共同研究強化」について、博士の学位を取得後 5 年以上経過した者は 36 歳未満でも応募することができるように年齢制限を見直しました。 ○令和 2(2020)年度公募から、応募資格のうち、年齢制限について、従来の「36 歳以上 45 歳以下の者」としていたものを改め、「45 歳以下の者」としました。
K13	○「帰国発展研究」の帰国後の条件のうち、職位に係る要件を緩和できないか。	○平成 30(2018)年度公募(平成 30(2018)年 9 月)から帰国後の条件を見直し、職位の要件を緩和しました(「教授、准教授相当」から「教授、准教授又はそれに準ずる身分」に緩和)。
K14	○研究計画調書の作成に当たって、研究経費に係る入力作業をより省力化できないか。	○令和 2(2020)年度公募から、csv ファイルの取り込み機能を設けることで、研究経費の一括入力を行うことができるよう改善しました。
K15	○研究分担者承諾が未承諾の段階で、研究計画調書のプレビューの出力を可能にできないか。	○令和 2(2020)年度公募から、研究分担者承諾が未承諾の段階であっても、研究計画調書のプレビューを出力できるよう改善しました。
K16	Ⅲ. 審査・評価について ○審査委員の審査コメントの開示ができないか。	○平成 29(2017)年度公募の「挑戦的研究」及び平成 30(2018)年度公募の「基盤研究 (S ¹ ・A)」から、合議審査で不採択となった課題へ審査結果の所見を開示することとしました。
K17	○審査委員の増員による 1 人当たりの審査負担の軽減ができないか。	○平成 31(2019)年度公募の審査から 2 段階書面審査における 1 名当たりの審査件数の上限を 150 件から 100 件に低減しました。
K18	○十分な審査期間の確保ができないか。	○平成 30(2018)年度公募から 2 段階書面審査及び総合審査 ² を導入し、同一の審査委員が 2 回審査することにより従前よりも審査委員が審査する期間を確保しました。

¹ 平成 29(2017)年度公募の審査まではヒアリングで不採択になった課題にのみ所見を開示

² 「挑戦的研究」については平成 29(2017)年度公募から先行実施

K19	○審査委員の多様性の確保ができないか。	○科研費審査システム改革 2018 を通じた対応を実行しています。
K20	○特別研究員(RPD)の採用開始日から、「特別研究員奨励費」を執行可能にできないか。	○平成 29(2017)年度から、特別研究員(RPD)の採用開始日から「特別研究員奨励費」の執行が可能となるよう改善しました。
K21	IV. 科研費の使用、各種手続きについて ○研究実績報告書や研究成果報告書における研究発表欄の論文等情報の入力簡素化できないか。	○平成 30(2018)年 4 月以降に提出される研究実績報告書に、雑誌論文・学会発表・図書の CSV による取り込み機能、雑誌論文の DOI による検索機能及び図書の ISBN による検索機能を追加しました。 ○令和 2 (2020)年 4 月以降に提出される研究成果報告書から、過去に作成した実績報告書・実施状況報告書で既に報告した研究業績を初期表示する機能を追加しました。
K22	○研究成果報告書の様式が左右 2 段組になっており図表等を挿入しにくいいため、改善することができないか。	○平成 31(2019)年 4 月以降に提出される研究成果報告書から、左右 2 段組の様式を廃止し、図表等が挿入しやすいよう改善しました。
K23	○電子申請システムの改善	○平成 30(2018)年 4 月から、交付申請に係る手続を全面的に電子化し印刷物の提出を不要としました。 ○平成 31(2019)年 4 月から、「研究分担者承諾・不承諾等」画面において出力される csv に他機関の研究代表者等が含まれるよう改修しました。
K24	○繰越を申請する様式を更に改善できないか。	○平成 29(2017)年度の繰越手続から、研究機関の事務担当者が、研究者の繰越申請の作成を支援できるようシステムを改修しました（研究代表者が認めた場合、事務担当者による申請内容の軽微な修正等が可能。）。 ○平成 30(2018)年度の繰越手続から、手続を円滑に進められるよう、繰越申請に当たって例年多くの問い合わせをいただく内容に関する「記載事項チェックシート」を新たに作成しました。